

令和6年7月16日

保護者の皆様

王寺町立王寺北義務教育学校
校長 荒木 篤 人

熱中症特別警戒アラート発令時における対応について

平素は本校教育にご支援・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、今年度より、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートの運用が始まっています。熱中症特別警戒アラートの発令時には、これまで日常で行っている熱中症防止対策だけでは不十分となる可能性があるため、下記の対応をさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1 熱中症特別警戒アラートとは

- ①広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発令されます。
- ②県内6カ所全ての暑さ指数情報提供地点において、翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合に発令されます。
- ③午後2時頃に発令され、翌日の0：00から23：59までの期間が対象となります。
解除等に関する通知はありません。
- ④発令されるということは、普段心がけている熱中症防止対策と同等の対応では不十分な可能性があるといえます。

2 熱中症特別警戒アラートが発令された場合

（登校）

通常どおり

（下校）

- ・給食有りの場合は、下校時間を16時に遅らせ、集団で下校します。
- ・給食無しの場合は、下校時間を11時に早め、集団で下校をします。

※学童保育については、学校終了後に実施します。

※前日に熱中症特別警戒アラートが発令された時点で、翌日の授業等については、保護者メールにてお知らせします。